

「熊本市新型コロナウイルス関連利子補給補助金」

「熊本市新型コロナ伴走支援型利子補給補助金」に関するよくある質問（事業者向け）

更新日：令和6年(2024年)1月11日

1 申請期間について

Q 1-1	利子補給申請は、いつ提出すればいいのか。
A 1-1	年に1回、市へ申請書を提出する必要があります。 令和5年(2023年)の支払利子分は、令和6年(2024年)2月29日までに申請してください。
Q 1-2	申請期限は2月29日だが、郵便は当日消印有効か。
A 1-2	2月29日当日消印有効とします。
Q 1-3	申請期限を過ぎてしまった場合、遡って請求可能か。
A 1-3	申請期限を過ぎたものは受け付けしません。申請期限にご注意ください。

2 申請書類について

Q 2-1	申請書の様式は郵送で送られてくるのか。
A 2-1	対象の方には1月中旬頃、市から申請書を郵送します。また、熊本市のホームページからもダウンロードできます。
Q 2-2	熊本市内で事業を営んでいるが、融資申込時の信用保証協会への届出住所が市外の住所の事業者の場合、熊本市に利子補給の申請はできるか。
A 2-2	以下の書類を所定の期限内に熊本市へ提出してください。 ①事前申請書 ②（個人事業主の場合）確定申告書（写）もしくは営業許可証（写）等 ※市内で事業を営んでいることを記載内容で確認できること。 （法人の場合）熊本市の法人市民税申告書（写）もしくは法人市民税の納税証明書 ③金融機関が発行した当該制度融資に係る償還(返済)予定表の写し ※事前申請書により本補助金の対象の事業者となる場合は、1月に申請書類の送付をいたします。対象の事業者とならない場合、事前申請書を返却させていただきます。

Q 2-3	事前申請書により熊本市の利子補給で追加的な対象者となる場合、他の市町村の利子補給と併用して申請できるのか。
A 2-3	熊本市と他市町村の利子補給を併用して申請できません。どちらか選択して申請してください。
Q 2-4	申請書類の押印欄にはどのような印が必要か。
A 2-4	個人事業主の場合は私印（認め印可）、法人の場合は会社代表者印（会社実印、丸印や角印等）の押印をお願いします。
Q 2-5	申請書類に添付する書類について
A 2-5	<新型コロナウイルス関連利子補給（白色の申請書）> 【初回申請の場合】 (1) 交付申請書兼請求委任兼口座振替依頼書 (2) 金融機関が発行した当該制度融資に係る償還（返済）予定表の写し (3) 振込口座の通帳の写し（表紙の次のページ） 【2回目以降】 (1) 交付申請書兼請求委任兼口座振込依頼書 ※上記（2）（3）について前回提出した内容に変更がない場合は添付不要です。 変更がある場合は、変更後の書類を添付ください。 ※法人成りや法人名、代表者変更等がある場合は、同一事業者であることが確認できる書類（履歴事項全部証明書等）が必要です。 <新型コロナ伴走支援型利子補給（黄色の申請書）> 【初回申請の場合】 (1) 交付申請書兼請求委任兼口座振替依頼書 (2) 振込口座の通帳の写し（表紙の次のページ） 【2回目以降】 (1) 交付申請書兼請求委任兼口座振込依頼書 ※上記（2）について前回提出した内容に変更がない場合は添付不要です。 変更がある場合は、変更後の書類を添付ください。 ※法人成りや法人名、代表者変更等がある場合は、同一事業者であることが確認できる書類（履歴事項全部証明書等）が必要です。
Q 2-6	金融機関が発行した償還（返済）予定表の写しは、契約当初に発行された返済計画表のことか。
A 2-6	利子補給対象融資の実行時に金融機関から発行された返済予定表のことです。利用された金融機関により名称が異なる場合があります。

Q 2-7	対象融資を2回実行している場合、申請書は2通必要か。
A 2-7	1事業者、1通でよいです。また、対象融資を2回以上受けている場合も、振込口座は1口座しか指定できません。 ※ただし、各利子補給制度毎で申請が必要のため、「新型コロナウイルス関連利子補給（白色の申請書）」と「新型コロナ伴走支援型利子補給（黄色の申請書）」は、それぞれご提出が必要です。
Q 2-8	対象融資を受けた後に、法人の名称や代表者を変更した。（又は法人成りした。）申請者氏名（又は法人名）は、新名称を記載すればよいか。
A 2-8	法人の名称を変更した場合、申請者氏名（又は法人名）は新名称を記載し、履歴事項全部証明書の写し等を確認書類として添付してください。 （法人成りの場合は、履歴事項全部証明書の写し+変更保証書の写し+債務引受契約書の写し） ※会社の合併や分割を行う場合は、事前に商業金融課までお問い合わせください。 ※2つ以上の法人格が合併等により1つの法人となった場合、1つの法人として取り扱わせていただくこととなり、合併前の各法人が借り受けた対象貸付の合計額8,000万円までが利子補給の対象となります。
Q 2-9	対象融資を受けた後に、住所を変更した。申請書類の住所等は変更前と後、どちらを記入すればよいのか。
A 2-9	申請書類には、申請時点（変更後）の情報をご記入し、変更事実が分かる書類として次の書類を添付してください。 個人事業主の場合・・・前住所入りの住民票（写）や運転免許証（写）等公的機関が発行する書類 法人の場合・・・履歴事項全部証明書（写） ただし、市外転出（法人の場合本店移転）した場合で、熊本市内で事業を営んでいることが確認できない場合は利子補給の対象外となります。

3 補助対象について

Q 3-1	繰上返済は可能か。その場合、利子補給の対象となるか。
A 3-1	繰上返済（又は借換）された場合であっても、補助対象期間にお支払いいただいた利子額については補助対象となります。繰上返済の手続き等については、ご利用された金融機関にお問い合わせください。

Q 3-2	延滞した場合、利子補給の対象となるか。
A 3-2	延滞した場合も、補助対象期間にお支払いいただいた利子額については補助対象となりますが、補助は約定利子に限定されます（延滞利息等は補助対象外です。）。
Q 3-3	条件変更は可能か。その場合、利子補給の対象となるか。
A 3-3	条件変更された場合であっても、補助対象期間にお支払いいただいた利子額については補助対象となります。（但し延滞した場合、補助は約定利子に限定されます。）
Q 3-4	金融円滑化特別資金の残高を、再度に金融円滑化特別資金で借換した場合において、要綱に記載されている「既往債務返済額における熊本県金融円滑化特別資金にかかる既往債務返済額が確認できる書類」とは、具体的には何を指すのか。
A 3-4	「金融円滑化特別資金から金融円滑化特別資金に借換した場合の証明書」を提出してください。 なお、<u>利子補給の対象融資制度の残高を対象融資制度で借換した場合の利子補給の算定特例は、1回借換を行った貸付に限り可能であり、2回以上借換を行った貸付は算定特例は適用できません。</u>（複数回の借換により、利子補給対象外となる場合があります。）
Q 3-5	次の場合は、熊本市で利子補給の対象か？ ①個人事業主で、<u>融資実行日時点で熊本市に住民登録していたが、その後市外に転出した。</u> ②法人で、<u>融資実行日時点の本店所在地は熊本市内だったが、その後市外に本店を移転した。</u>
A 3-5	この補助金は、新型コロナウイルスの影響により売り上げが減少した熊本市内の中小企業者が、その後も熊本市で継続して事業を営めるよう支援することを目的としているため、融資実行日から補助金申請時点において熊本市で事業を営んでいることが要件となります。 申請時点で熊本市内で事業を営んでいない場合は、補助対象ではありませんので、申請できません。 ただし、申請日時点においても継続して熊本市内で店舗、工場、営業所が熊本市内にあり事業を営んでいることが確認できる場合は補助対象となります。 その場合は、熊本市内で営業実態があることを確認するため、次の書類を提出してください。 （個人事業主の場合）確定申告書（写）もしくは営業許可証（写）等 （法人の場合）熊本市の法人市民税申告書（写）もしくは法人市民税の納税証明書

Q 3-6	初年度は熊本市で利子補給補助金の交付を受けたが、令和 5 年(2023年) 8 月に移転し市外で事業を営んでいる。熊本市内で事業を営んでいた令和 5 年(2023年)7月までに支払った利子額を熊本市へ申請できるか。
A 3-6	融資実行日から補助金申請時点で継続して熊本市内で事業を営んでいることが条件となりますので、熊本市では申請できません。
Q 3-7	融資実行日時点は熊本市外で事業を営んでいましたが、その後熊本市内へ移転し事業を営んでいます。熊本市の利子補給の対象ですか？
A 3-7	融資実行日から補助金申請時点で継続して熊本市内で事業を営んでいることが条件となりますので、熊本市では申請できません。
Q 3-8	「熊本市内で事業を営んでいること」とは
A 3-8	熊本市内に店舗・工場・事業所を有することが必要です。 申請日時点において継続して事業実態が確認できる資料の提出が必要です。 個人事業主の場合・・・確定申告書（写）もしくは営業許可証（写）等 法人の場合・・・熊本市の法人市民税申告書（写）もしくは法人市民税の納税証明書 ※必要に応じてヒアリングの実施や追加資料を提出いただく場合があります。
Q 3-9	利子補給対象期間の終了日はいつか？
A 3-9	<新型コロナウイルス関連利子補給> 融資実行日の 3 年後の応当日の前日となります。 （例）融資実行日：令和2年(2020年)4月5日の場合 令和5年(2023年)4月4日まで <新型コロナ伴走支援型利子補給> 融資実行日の 1 年後の応当日の前日となります。 （例）融資実行日:令和5年(2023年)3月5日の場合 令和6年(2024年)3月4日まで

「熊本市新型コロナウイルス関連利子補給補助金」に関するよくある質問（金融機関向け）

Q b1	利子補給対象期間の終了日はいつか？
A b1	<新型コロナウイルス関連利子補給> 融資実行日の3年後の応当日の前日となります。 （例）融資実行日：令和2年(2020年)4月5日の場合 令和5年(2023年)4月4日まで <新型コロナ伴走支援型利子補給> 融資実行日の1年後の応当日の前日となります。 （例）融資実行日:令和5年(2023年)3月5日の場合 令和6年(2024年)3月4日まで
Q b2	利子補給の対象は、毎年1月1日から12月31日までに支払った約定利子となっているが、利子の取扱いが前取の場合に12月分に翌年1月分利子まで支払実績となるが、計算に含めて構わないのか。
A b2	（上記の利子補給対象期間の終了日が令和6年(2024年)以降の場合） 毎年1月1日から12月31日までに支払いがあった約定利子を対象としており、前取や後取を問わず、期間中の金融機関における受取利子額の合計を、市の依頼に応じて集計してください。 （上記の利子補給対象期間の終了日が令和5年(2023年)の場合） 利子補給対象期間の終了日までの支払利子を日割計算で算出した金額を、市の依頼に応じて集計してください。 （例）融資実行日：令和4年(2022年)11月2日 利子補給期間終了日：令和5年(2023年)11月1日 約定返済日：25日（利息前取）の場合 ⇒ 令和5年(2023年)1月～令和5年(2023年)9月の約定利子 + 令和5年(2023年)10月の約定利子を日割※ （※令和5年(2023年)10月26日～令和5年(2023年)11月1日までの利子）
Q b3	金融機関における受取利子証明書発行については、本店および代表者名で発行しなければならないのか。
A b3	支店および支店長名で上記証明書を作成いただいて構いません。
Q b4	金融円滑化特別資金から金融円滑化特別資金に借換した場合の証明書については、本店および代表者名で発行しなければならないのか。
A b4	支店および支店長名で上記証明書を作成いただいて構いません。

